

## 2) 事業所と地域とのリスクコミュニケーション活動への提言 - (2)

### 現在のリスクコミュニケーションの留意点と期待

- - 地域住民と事業所のリスクコミュニケーション推進のために - -

バルディーズ研究会  
角田 季美枝

【要約】P R T R法の施行によって日本でここ数年、化学物質に関するリスクコミュニケーションへの注目が高まりつつある。リスクコミュニケーションというカタカナを用いて必要性が伝達されるため、あたかもリスクコミュニケーションが新しい概念であるかのように受け止められがちである。しかし、環境や健康に関するリスクについて事業者と利害関係者が意見交換や情報交換という行為は、格別新しい行為ではない。ただ現在、要求されるリスクコミュニケーションは、従来のリスクコミュニケーションと異なる点がある。それに留意して従来型のリスクコミュニケーションの改善を行うことが必要である。また、地域における事業所と住民のリスクコミュニケーション推進の鍵は、P R T R法対象事業所のなかでI S O 1 4 0 0 1取得事業所が握っている。

#### 1 すでに行われているリスクコミュニケーション

環境や安全に関する事業所と地域住民とのコミュニケーションは従来から行われている。たとえば「農業」「漁業」と事業所の立地や操業とのかねあいは、常に配慮されてきた。また、地域によっては「企業城下町」というところもある。このような状況では、事業所だけが栄えればよいということではなく、住民の福利厚生が抱き合わせで進められてきた。公害防止協定だけでなく、夏祭りなど住民にも開放された事業所のイベントなどが行われてきたのである。また、騒音、振動、悪臭などへの苦情は日常的に受け付けていた。すなわち、環境や健康に関するリスクについての意見交換や情報交換が関係者間で行われていた。P R T R法施行以降、カタカナで伝えられることが多いため新しい概念であるかのような印象をもたれているが、リスクコミュニケーション自体は格別新しい行為ではないのである。

#### 2 現在におけるリスクコミュニケーションの留意点

現在、化学物質をめぐる事業所の管理状況、社会の様相が変わっている。それに伴い、リスクコミュニケーションの質が変わりつつある。

まず事業所においては遵法管理を超えたI S O 1 4 0 0 1やそれに準じた環境マネジメントシステムを導入・運用するところが増えている。I S O 1 4 0 0 1はシステムの継続的改善によって汚染の未然防止を図るものであり、事業所の環境関連の活動を出口対策から予防管理に変容させる「エンジン」として機能している。I S O 1 4 0 0 1を進めている事業所

については、そうでない事業所より「環境配慮の取り組みを進めて当然」という期待をもちられている。また、そのように事業所もPRしている。

また、化学物質に関していえば法制度等が整備され、いままで情報公開を必要としていなかった領域の情報公開が求められるようになってきている。その代表例がPRTR法である。近年では土壌汚染に関する情報公開の制度の整備が国レベル、地方自治体レベルで進みつつある。社会的な様相の変化としては、化学物質に対する関心の高まりを挙げることができる。ダイオキシン、環境ホルモン、遺伝子組み替え食品、狂牛病などの社会問題が相次いでいることがその背景にあるが、とくに現在の特徴は因果関係がまだ科学的に十分に立証されていない不確実な問題に対する不安であることを指摘できる。

また、1992年に採択された「アジェンダ21」によって、ゆるやかではあるが、国際的な化学物質対策の潮流が変化していることも挙げられる。汚染者負担の原則だけでなく、排出者責任、予防原則（あるいは予防的アプローチ）といった面での施策の推進が始まっている。このような様相の変化に伴い、事業所と地域住民のリスクコミュニケーションに関しても従来型ではカバーできない部分が出てきていることを認識する必要がある。もちろん、地域の事業所が大企業の生産部門、子会社、関連会社であるか、地域にねざした中小企業であるかで化学物質管理や情報公開の意思決定構造は異なるし、立地条件によってコミュニケーションの必要性の認識も異なる。一律に従来のリスクコミュニケーションとの違いをいうことはできない。しかし従来のように「科学的に立証されていない物質の排出には責任がない」「国の法律や自治体の条例の基準を守っている」というような伝え方では通用しない時代になっていることは確実である。自らが取り扱っている化学物質の有害性をどのように考え、どのような管理をしているのかを自発的に開示する事業所と、法的要求事項以外の情報開示をしない事業所との差が出てくるだろう。

現在のリスクコミュニケーションの留意点を従来型のコミュニケーションとの比較から3点挙げてみる。

1つはリスクコミュニケーションの相手についてである。従来型のリスクコミュニケーションの相手は地域の長老あるいはそのようなステータスの人々が属するグループであった。しかも年配の男性というグループである。現在、化学物質に関心のある層は女性、とくに妊娠中の女性、あるいは乳幼児、化学物質関連のアレルギーの子どもの母親である。このようなグループは情報を入手し理解しようとする意欲もある。社会的な動向もウオッチしているし、熱心な人はNGO活動にも参加している。従来とはターゲットとするグループが異なるということ認識する必要がある。

2つにはリスクコミュニケーションへの直接的な関与の増加が考えられる。化学物質の政策の変化から来る行政との関係の変化である。行政の役割は「直接規制」から「自発的管理推進のための調整」に変わりつつある。従来は、行政が地域の事業者による化学物質汚染の苦情等の対応の役割を果たしていたところがあるが、今後は自主的に情報公開して、自らが対応することも増えてくるだろう。

3つめには環境マネジメントシステムの運用の成熟によるコミュニケーション機会の増加である。ISO14001を含む環境マネジメントシステムでは、従来の個人の経験や勘

以外のしくみでシステムの継続的改善が図られる。そのために内部・外部のコミュニケーションのしくみを整備する必要がある。内部・外部のコミュニケーションが進めば、より多くの従業員が環境問題への取り組みの重要性を認識でき、リスクコミュニケーションへの組織的な対応能力が高くなっていく。科学的、技術的な知識だけでなく、相手のいいたいことを聞く・相手の聞きたいことを伝えるというコミュニケーションスキルも蓄積されていくだろう。インターネットなど情報技術が進んでいる点を考慮すれば、コミュニケーションの双方向性は加速されていくのはまちがいない。事業所の都合だけではなく、相手からコミュニケーションを求める機会も増えていくように思われる。

しかし実態はISO14001を認証取得しているという事実だけでPRしているところがまだ多い<sup>1)</sup>。ISO14001取得事業所で環境基準を超える化学物質の汚染が見つかって社会問題になっている事例（複数）も記憶に新しい。ISO14001を導入してどのように環境パフォーマンスの改善につながっているのかを示していかなければ、信頼されなくなってしまうだろう。

### 3 ISO14001 取得事業者への期待

最後に、日本において地域の事業所と住民との間の、とくにPRTR法関連のリスクコミュニケーション推進の鍵はISO14001取得事業所でありPRTR法の届け出義務のある対象事業者が握っているという期待を述べたい。

ISO14001の要求事項にはコミュニケーションという項目がある。

#### 4.4.3 コミュニケーション

組織は、環境側面及び環境マネジメントシステムに関して次の手順を確立し、維持しなければならない。

- a) 組織の種々の階層及び部門間での内部コミュニケーション；
  - b) 外部の利害関係者からの関連するコミュニケーションについて受け付け、文書化し及び対応すること
- 組織は著しい環境側面についての外部のコミュニケーションのためのプロセスを検討し、その決定を記録しなければならない。

事業所の取り組みがこの項目を満足していることが認証の前提であるのでISO14001取得事業所は、外部のためのコミュニケーションのプロセスを検討していると理解できる。少なくとも認証取得の際には「検討」し、しくみとしてつくっているはずである。<sup>2)</sup>その後ISO14001の運用が進めば、とくに著しい環境側面に関して外部の利害関係者がなにを知りたいと思っているかを分析し、外部からの問い合わせにはどのように誰がいつ回答をするのか、回答については記録してどのように共有するか、また対応がまずかった場合にはどのような改善策をいつまでに講じるのかというようなしくみができていくはずである。しくみとしてあるということは、外部から要求があっても対応するということではなく、外部からの要求をあらかじめ想定して体制を整備するということである。

加えてPRTR法は法律である。PRTR法の対象事業者であれば以下の要求事項も関係してくる。

#### 4.3.2 法的及びその他の要求事項

組織は、その活動、製品又はサービスの環境側面に適用可能な、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を特定し、参照できるような手順を確立し、維持しなければならない。

「特定し、参照できるような手順を確立し、維持する」には当然、従業員への情報伝達も含まれる。また、P R T R法についていえば、リスクコミュニケーションの努力義務が事業者にはある（第4条）。化学物質管理の状況に関する国民の理解を深めるためにどのような努力をしているかが注目されているのである。

このような点を考えれば、P R T R法関連のリスクコミュニケーションの進化、とくに地域における事業所と住民の間のリスクコミュニケーションは、P R T R法の対象事業者のなかのISO14001取得事業所がフロンティアになりうる。加えてその事業所がレスポンシブル・ケアを「その他要求事項」として特定していれば、なお、その可能性は高い。

これらの事業者がリーダーシップを発揮し、日本における化学物質のリスクコミュニケーションを推進していくことを期待したい。

#### （注）

1) 1999年4月21日時点で（財）日本適合性認定協会に登録された認証機関によってISO14001を取得している1,093事業所を対象にした調査によれば、「一般人が入手可能」である環境方針を公開している事業所は52.1%と少なかった。また、環境方針の内容は事業内容の具体的な点が見えるものが多かったが、具体的な数値目標など定量的な情報があるものは非常に少なく、環境コミュニケーション手段として位置付けるのは問題があることがわかった（詳細は國部克彦・富増和彦・角田季美枝・大西清・品部友美・野田昭宏「ISO14001が環境情報開示に与える影響 - - 日本企業の実態分析 - - 」『経営学・会計学・商学研究年報』46、神戸大学大学院経営学研究科、2000年）。

2) ISO14001 解釈委員会では、「特定の関係者に重要な影響を及ぼしうるとして定めた著しい環境側面については、その特定の関係者、たとえば自治体や周辺住民などとコミュニケーションする手続き、手順、情報公開する範囲、及びその判断基準などを”事前に”検討し・決定して、その決定事項を記録しておくことを求めています」などの見解を示している（詳しくは『標準化ジャーナル』第30巻第7号、日本規格協会、2000年）。